

「びわこモーターボート競走場都市ガス供給業務」に関する質問への回答書

NO.	質問内容	回答
1	<p>入札公告 7 入札方法等(3)および入札説明書 8 落札者の決定(2)において、「落札金額は、落札者の行った入札に係る入札単価に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする」および「落札者は入札単価に応じて決定する」と記載されています。</p> <p>落札者の決定については入札単価に基づき行われるものと理解しておりますが、弊社が落札した場合の契約料金につきましては、入札単価そのものを契約単価とするのではなく、弊社供給条件および料金表によるものと理解しております。</p> <p>【弊社供給条件および料金表に基づくガス料金の算定方法】 ガス料金は、「諸経費料金」、「託送供給料金(定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金)」および「原料費料金」の合計額に消費税等相当額を加算した額(外税方式)とします。</p> <p>契約料金の取扱いについて、上記認識で相違ないかご教示ください。</p>	<p>契約料金については、仕様書10に記載のとおりです。なお、原料費調整等については、各供給者の供給条件等に基づき調整を行うものとします。</p>
2	<p>入札説明書「7 無効の入札書(3)」において、入札金額の算出方法について「(入札単価)×(数量)=(入札金額)」と記載されています。</p> <p>入札に際しては、貴庁指定の方法により入札金額を算出いたしますが、弊社が落札した場合の契約後のガス料金については、弊社供給条件および料金表に定める算定方法に基づき算出させていただきたいと考えております。</p> <p>この取扱いでよろしいでしょうか。</p> <p>【弊社供給条件および料金表に基づくガス料金の算定方法】 ガス料金は、「諸経費料金」、「託送供給料金(定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金および低圧加算従量料金)」ならびに「原料費料金」の合計額に、消費税および地方消費税相当額を加算した額(外税方式)とします。</p>	<p>契約後のガス料金については、仕様書10の記載のとおりです。なお、原料費料金等については、各供給者の供給条件等に基づき算出および調整を行うものとします。</p>
3	<p>仕様書4使用条件の概要、仕様書11契約最大使用量超過および契約年間引取量未達、契約書第4条(契約年間使用量の増減)、契約書(別紙1)(契約量)第1条に關しまして、弊社が落札させていただいた場合は、契約年間最高使用量(契約年間使用量に1.3を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げ)の定めがございます。1年間のご使用量の実績が契約年間最高使用量を超過した場合は精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。また、ご契約書に追記いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書14により協議させていただきます。</p>
4	<p>仕様書4「使用条件の概要」(1)契約最大使用量について、契約最大使用量の算出根拠をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>なお、負荷計測器が設置されていない計器の契約最大使用量は、一般的に当該計器の号数を基に算出いたします。</p>	<p>過去の実績に基づいて定めております。</p>
5	<p>仕様書4使用条件の概要(4)、契約書第5条(契約最大使用量、契約最大需要期使用量の超過)、契約書(別紙1)(契約量)第1条に關しまして、弊社では「契約最大需要期使用量」の設定がございません。弊社落札の際は、ご契約書の記載を削除していただけますでしょうか。</p>	<p>協議の上、削除することは可能です。</p>
6	<p>仕様書5供給期間、契約書第19条(履行期間)、入札説明書別記1(3)に關しまして、「令和8年10月1日から令和11年9月30日まで」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では「令和8年〇月定例検針日翌日から令和11年〇月定例検針日まで」という表記となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>供給期間に変更がなければ、協議の上、表記の変更は可能です。</p>

7	仕様書10単位料金の算出と調整(5)に関しまして、「ガス供給者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする」と記載がございますが、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費単価を算出しております。ご了承いただけますでしょうか。(2か月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2か月間適用)	仕様書10の記載のとおり、原料費調整費については、各供給者の制度に準じて算出いただくものとなります。
8	契約書第6条(契約の変更等)2項に関しまして、「前項により契約を変更した場合で、精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議の上、精算額を請求することができる。」と記載がございますが、弊社落札の際は、精算金のお支払いについては、協議により決定するのではなく、弊社供給条件及び料金表に基づきお支払いをいただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。弊社落札の際は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	契約書第6条第2項に記載のとおり、協議により決定いたします。
9	契約書第7条(計量および検査)に関しまして、毎月の検針は一般ガス導管事業者様が定めた日に行われ、検針作業を行うのも一般ガス導管事業者様となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	業務の再委託は、原則認めておりませんが、業務の一部を再委託する場合について、書面により承諾を受けた場合はこの限りではありません。またこの旨を契約書に追記することは可能です。
10	契約書第7条(計量および検査)に関しまして、「発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。」と記載がございますが、弊社を含むガス小売事業者は検査のために何か行う必要はございますでしょうか。	検針票の提出をお願いいたします。
11	契約書第9条(料金の支払い)2項に関しまして、弊社供給条件及び料金表では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。	請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うこととさせていただきます。
12	契約書第9条(料金の支払い)2項に関しまして、万が一上記期限内にお支払いをいただけなかった場合、延滞利息が発生いたします。弊社の供給条件では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書14により協議させていただきます。
13	弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払(弊社所定の振込用紙)」となります。(振込に要する費用は、お客さま負担となります)また、2028年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
14	契約書17条(協議)に関しまして、この契約書に定めのない事項については、弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	仕様書14により協議させていただきます。
15	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。	入札金額と相違なければ、了承いたします。
16	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	当庁で作成する契約書にて手続きさせていただきます。
17	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。	16に同じ。
18	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	可能です。
19	本案件について、会計主体の異なるエリアが含まれていないという認識で相違ございませんでしょうか。もし、異なる会計主体に該当するエリアが含まれている場合には、弊社の落札時に書類(確認書)をご提出いただく必要がございます。なお、弊社落札後の契約協議の際に状況を確認させていただき、その内容を踏まえて提出の要否を判断いたします。	相違ございません。支払いは当庁からのみとなります。